

第1回 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月3日(火) 午前11時10分から12時まで
開催場所	戸塚区役所8階大会議室A
出席者	<p>【選定委員会委員】 委員長 西尾 敦史(愛知東邦大学 人間健康学部 人間健康学科 教授) 委員 新井 敏行(戸塚区名瀬連合町内会 会長) 木村 サチ子(踊場地区民生委員児童委員協議会 元会長) 中嶋 伴子(とつか区民活動センター センター長) 本庄 里実(東京地方税理士会戸塚支部 会員)</p> <p>【事務局】 戸塚区福祉保健センター長 内田 沢子 戸塚区福祉保健課長 佐藤 修一 戸塚区高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長 剣持 宏樹 戸塚区福祉保健課事業企画担当係長 平野 亜由子 戸塚区福祉保健課事業企画担当 小澤 朋之、秦 杏介</p>
欠席者	なし
開催形態	一部非公開(指定管理者選定スケジュール、申請要項等、評価基準及び審査方法について非公開)(傍聴者なし)
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について 2 委員長及び職務代理者選任について 3 選定対象の福祉保健活動拠点の概要について 4 委員会の公開・非公開について 5 指定管理者選定スケジュールについて 6 申請要項等について 7 評価基準及び審査方法について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長に西尾委員を選出、委員長職務代理者に新井委員を指名。 2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。 第1回 指定管理者選定スケジュール、申請要項、評価基準及び審査方法等 第2回 指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)の選定に関すること 3 指定管理者選定スケジュールについて、各委員からの意見を基に追加したうえで、事務局案のとおり決定。 4 申請要項等について、事務局案のとおり決定。 5 評価基準・審査方法について、事務局案のとおり決定。なお、事前審査にあたっては、期間の余裕に配慮し、各委員において書類審査を行うことを決定した。

議 事	<p><u>1 指定管理者選定の概要及び選定委員会での審議内容について</u> 事務局から指定管理者制度並びに選定委員会の設置根拠、担当事務及び審議事項、議事録の公表について説明。</p> <p><u>2 委員長選出及び委員長職務代理者選任について</u> 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に西尾委員を選出。 同要綱第6条に基づき、委員長が職務代理者に新井委員を指名。</p> <p><u>3 福祉保健活動拠点の概要について</u> (事務局) ・福祉保健活動拠点の機能及び実施事業 ・横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の概要について説明。</p> <p><u>4 委員会の公開・非公開について</u> (事務局) 公開することにより適正な審査が阻害されることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。 【第1回選定委員会】 ・指定管理者選定スケジュールについて ・申請要項等について ・評価基準及び審査方法について 【第2回選定委員会】 ・申請団体審査、指定候補者の選定に関する審議 ※なお、申請団体の面接（プレゼンテーション及びヒアリング）は公開とする。 (委員長) 特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。 (委員) 異議なし。 (事務局) 非公開に関する決定があったため、資料5以降の資料を用いた審議は非公開とする。</p> <p><u>5 指定管理者選定スケジュールについて</u> (事務局) 資料6のとおり事務局案を説明。</p>
-----	---

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、選定を行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

6 申請要項等について

(事務局)

申請要項その他関係書類案の記載内容について説明。

(委員)

Wi-Fi 及びウェブアクセシビリティに関する表記があるが、地域ケアプラザと同様の水準に揃えているということによい。

(事務局)

そのとおり。Wi-Fi に関しては、前期の選定委員会当時にはない設備であったので、この間に整備されている。

(委員)

光熱水費に関しては同一建物内で運営する福祉保健活動拠点部分と戸塚区社会福祉協議会との按分で算出することになるか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

福祉保健活動拠点の役割として、他の組織との連携やネットワークがますます重要になると考えるが、今後の取組として、福祉保健のみの観点ではなく、様々な情報を収集し、それを提供できるように体制を強化していけるとよい。

(事務局)

資料 7 27 ページに、他の関連組織とのネットワークづくり及び連携に関して福祉保健活動拠点の実施事業のひとつとして明記されているので、求められる役割としては本市も認識している。

(委員)

資料 7 7 ページの法令遵守は、地域ケアプラザの項目数と比較して少ないが、これは扱う業務分野が異なるということで、該当する関連法規の量が減るといふことか。

(事務局)

そのとおり。

(委員長)

他に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

7 評価基準及び審査方法について

(事務局)

次のとおり事務局案を説明

○評価基準

- ・資料7 申請要項 15 ページ以降に記載のとおり項目とする。

○採点方法

- ・評価項目 1～6 の評価は 5 段階で評価を行い、各項目の 5 段階評価にそれぞれ係数を乗じて、項目の評価点を算出する。
- ・評価項目 8 は実績評価の加減点として、-10～10 点の範囲内で 5 段階評価を行う。
- ・財務状況の評価は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者が評価したものを選定委員会としての評価とする。

○審査方法

- ・審議時、一度仮採点した後に、各委員が仮採点結果の考え方を表明し、その結果を踏まえて本採点する。
- ・面接審査のタイムスケジュールについては、35 分程度（応募団体によるプレゼンテーション 15 分、委員による質疑応答 10 分、財務状況等の説明 5 分、採点記入 5 分）とする。

○最低制限基準の設定

- ・福祉保健活動拠点の運営の質を確保するため、最低制限基準を設定する。
- ・全評価基準項目のうち、「7 本市重要政策を踏まえた応募団体の取組状況」及び「8 前期の指定管理業務の実績」を除く評価基準項目の合計点（満点 210 点）に、第 2 回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の 60% を最低制限基準とする。

○指定候補者の選定

選定委員会での得点が最低制限基準を満たし、指定管理者として業務を遂行できると認められた場合、申請団体を「指定候補者」とする。なお、申請団体の得点が最低制限基準に満たなかった場合は、再度選定を行う。

(委員)

採点の結果として、最低基準を満たさず再度選定を行うとなった場合は、非公募の性質から、団体から再度申請をし直してもらうことになるか。

	<p>(事務局) そのとおり。</p> <p>(委員長) 評価基準及び審査方法について、事務局案のとおり行うということによろしいか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p>
<p>資 料</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>1 【資料1】 委員名簿</p> <p>2 【資料2】 横浜市福祉保健活動拠点条例（抜粋）</p> <p>3 【資料3】 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>4 【資料4】 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>5 【資料5】 会議の公開・非公開の考え方（案）</p> <p>6 【資料6】 選定スケジュール（案）</p> <p>7 【資料7】 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者申請要項（案）</p> <p>8 【資料8】 横浜市戸塚区福祉保健活動拠点指定管理者申請書類作成及び提出方法（案）</p> <p>9 【資料9－1】 審査方法、評価基準項目等について（案）</p> <p>10 【資料9－2】 拠点評価基準（案）</p> <p>11 【資料10】 採点例</p> <p>12 【参考】 現行の戸塚区福祉保健活動拠点ウェブページ</p> <p>2 特記事項</p> <p>第2回選定委員会は、別途日程調整を図っているため、取りまとまったのちに開催日程を後日連絡する。</p>